

本部と支部と地区会と、そしてあなたと

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

副会長 堀 江 好 一



平成24年4月1日の日曜日、本会は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会として生まれ変わりました。

私が公益法人制度改革の説明会に初めて出席したのが平成19年3月15日でした。そこから公益社団法人を目指すか、一般社団法人を目指すかに始まり、様々な検討、そして申請手続きを経て、今年の4月1日を迎えるまで5年、定款変更の案を検討し始めてからでも3年の歳月をかけて掘み取った公益社団法人格です。

今後、公益社団法人の名に恥じない運営が必須となる訳ですが、ことさら重要と思われるのは、県技師会執行部と地区会とのチームワークだと思います。

公益社団法人は公益目的事業を行わなければなりません。公益目的事業として法律で定められた23項目のうち、本会が実施できるものは、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」または「公衆衛生の向上を目的とする事業」だけで、それらは不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければなりません。本会は、以下の3項目を公益目的事業として申請しました。

1. 学術セミナー等開催事業
(講習会・学術大会・研修会などの開催事業)
2. 県民への知識の普及啓発事業
(医用画像展・市民公開講座・被ばく相談など)
3. 放射線情報提供事業
(放射線に関する専門的な内容を、会誌・ホームページなどを通じて広める)

これらの事業を、県技師会の執行部だけで行っていくのは到底無理なことで、広く会員の皆さまの協力が必要となります。そこで新定款では、「支部」を設置することにいたしました。支部の区割りは地区会と同じです。地区会の自由な活動はこれまで通り維持していただきたいため、地区

会を支部にするのではなく、地区会の中に支部としての機能を内包していただきたいと考えております。

さて、本会の目的は、県民にメリットを与えることにあり、それを実現するための事業は大きく二つに分けることができますと思います。一つは講習会や勉強会、会誌などを通じて専門的知識を学び、医療技術の向上に還元して間接的に県民の役に立つこと。そしてもう一つは医療画像展や市民公開講座、あるいは被ばく相談などを通じて直接県民に知識を与えたり不安を解消して差し上げたりすることです。前者はボランティア精神がなくても向上心さえあれば活動できると思いますが、後者に関してはボランティア精神がなければできないことだと思います。このボランティアの部分を地区会が背負って、地区の会員を中心として積極的に行っていただいていることは本会の誇りだと思います。今後は、地区会が行っている事業の中で、本会の公益目的事業に該当する事業を支部の事業として行っていただき、本部と支部の実績をまとめることで公益社団法人埼玉県診療放射線技師会が、ますます県民のための組織として認知してもらえるように事業を展開していきたいと考えております。

また会員の皆さまの中で、ボランティアに参加してみようかなと思ったあなた！県の役員でも地区会役員でも結構です。気軽に声を掛けてください。一歩踏み出すことで新たな未来が開けてくるかもしれません。

